

## 平成 29 年度第 2 回在宅医療推進協議会の意見について

- 第 2 回在宅医療推進協議会において、今後の本県における在宅医療の推進に関する課題等について、様々な意見をいただいたところ。これらの課題に対応していくためには、以下のとおり県と関係機関等との連携と役割分担が必要となることから、平成 30 年度以降、課題等に対する具体的な対応策の検討等を行いたいと考えている。

	意見	県の認識（現状・取組み等について）	今後の検討が必要な事項
1	新人訪問看護師の確保は、今後重要な取組みになっていくと思うが、喫緊の訪問看護の提供体制を支えるため、即戦力となる訪問看護師を確保するための取組が必要ではないか。（県訪問看護ステーション協議会）	<p>御指摘のとおり、今後、需要の増加が見込まれる在宅医療の分野で重要な役割を担う訪問看護人材の育成・確保は喫緊の課題であると認識しており、次期保健医療計画においても訪問看護人材の確保は重点施策として取組むこととしています。</p> <p>現在、即戦力となる訪問看護師の確保に向けて、ナースセンターや、U・I ターンにおいて訪問看護事業所への就業支援についても実施しているところですが、関係団体の意見を聞きながら、重点的に取組みを進めていきたいと考えています。</p>	<p>【論点】</p> <p>○即戦力となる訪問看護師を確保していくために、どのような取組みが必要（効果的）か。</p> <p>【主な関係団体等】</p> <p>○県看護協会 ○県訪問看護ステーション協議会</p>
2	訪問看護師の確保について、在宅、訪問看護の魅力を看護師にしっかり伝えていく必要があるのではないか。（県看護協会）	<p>これまでも「いわてナースアクション」として訪問看護師をモデルとしたテレビ CM やポスターによる訪問看護を啓発する広報を実施しているところであり、今後も、訪問看護の魅力を発信する広報と併せて看護学生のサマーセミナーや進学セミナーなどを通じて訪問看護師を目指す学生や看護職が増加するような取組を検討・実施していきます。</p>	<p>【論点】</p> <p>○訪問看護の魅力発信についてのより効果的な施策（対象・方法等）は何か。</p> <p>【主な関係団体等】</p> <p>○県看護協会 ○県訪問看護ステーション協議会</p>
3	当県では、病院も介護施設も、どこにおいても看護師が足りないと言っている中で、どのように訪問看護師の確保を進めていくか。（県看護協会）	<p>県では、看護職員確保定着アクションプランを策定し、看護職員の確保等に係る様々な事業に取り組んでいるところです。</p> <p>平成 30 年には、次期看護職員需給見通しの推計を行う予定であり、その推計結果を踏まえて、新たな看護職員の確保</p>	<p>【論点】</p> <p>○看護師確保対策の中でも、訪問看護師の確保をどのように位置づけて進めていくか。</p> <p>【主な関係団体等】</p> <p>○県看護協会</p>

		対策を検討する中で、より効果的な訪問看護師の確保対策についても検討していきます。	○県訪問看護ステーション協議会 ○介護施設
4	看護師（介護人材育成等）の実習受入負担は大きく、受入れ先が限られてきており、殆どは一部の医療機関等の熱意等により支えられている状態となっている。実習の受入先に対し、金銭的評価等を含む、何らかの評価はできないか。（県医師会、県地域包括・在宅介護支援センター協議会）	<p>看護基礎教育カリキュラムにおいて臨地実習は重要な実践教育の機会であり、実習への協力施設及び指導者により実習の機会が確保されているものと認識しています。</p> <p>県では、看護師等養成所運営費補助金により、看護師等養成所に対する支援を行っておりますが、その中で、実習施設の謝金等についても補助対象経費としている所であり、追加的な対応を直ちに実現することは困難と考えていますが、実習の受入れは中長期的な人材確保に資するものと考えますので、引き続き、実習施設の確保に向けて関係者と連携して取り組んでいきます。</p>	<p>【論点】</p> <p>○（訪問看護に限らないが、）実習施設の確保をどのように進めていくか。</p> <p>【主な関係団体等】</p> <p>○県看護協会 ○県訪問看護ステーション協議会 ○看護師等養成所 ○介護施設</p>
5	新人看護師等を採用した時の訪問看護ステーションの負担が大きいとの話があったが、奨学金の免除や、新規で雇用を行った場合の支援等はできないか。（県地域包括・在宅介護支援センター協議会）	<p>県が実施する「岩手県看護職員修学資金貸付制度」において、貸付した奨学金の返還免除の条件となる勤務先（特定施設）として「（介護予防）訪問看護事業所」があり、5年間継続して勤務した場合に返還免除としています。</p> <p>また、平成30年度からは「新人看護職員研修事業費」について、訪問看護師を雇用して研修等を実施する場合の加算等を見直し、補助基準額を440千円（補助率1/2）から、800千円（補助率1/2）に拡充するなど、訪問看護事業所への支援を強化しています。</p>	<p>【論点】</p> <p>○現行（平成30年度から実施する施策を含む）の支援策の効果や課題を踏まえ、施策の見直しが必要か。</p> <p>【主な関係団体等】</p> <p>○県看護協会 ○県訪問看護ステーション協議会</p>
6	訪問看護は、いわゆる高齢者の他にも医療的ケア児等、あらゆる在宅療養者に対応する必要がある。そのため、可能であれば、本会議に限らず、医療的ケア児の会議等においても、訪問看護の団体等	平成30年度、医療的ケア児の対応について協議を行う場の設置に向けて、検討を進めているところですが、訪問看護は在宅療養等に重要な役割を担うことから、看護協会や訪問看護ステーション協議会に参加いただく方向で検討を進めているところです。	<p>【論点】</p> <p>○医療・介護・障がい福祉の各サービスが重複してくる中で、どのような連携体制を構築していく必要があるか。</p> <p>【主な関係団体等】</p>

	を参画させていただきたい。 (県訪問看護ステーション協議会)		○行政の医療担当部局、障がい担当部局等 ○看護協会 ○訪問看護ステーション協議会
7	県は、在宅医療は医療部局、精神障がい、障がい部局が担当するなど縦割りとなっているが、医療・介護・障害福祉の各サービスが相乗りしてくるような状況になっており、県・市町村の相談窓口がどこか分からないと現場が混乱するのではないかと。 (県訪問看護ステーション協議会)	県では、医療的ケア児等複数部局にまたがる課題等については、複数部局(障がい保健福祉課、子ども子育て支援課、医療政策室、県教育委員会)で共同の事務局体制を整備するなど、適切に連携し、情報共有する体制を整えていきます。 また、必要に応じて、市町村においても、担当窓口の明確化や連携体制の確保について働きかけていきます。	<b>【論点】</b> ○医療・介護・障がい福祉の各サービスが重複してくる中で、どのような連携体制を構築していく必要があるか。  <b>【主な関係団体等】</b> ○行政の医療担当部局、障がい担当部局等 ○看護協会 ○訪問看護ステーション協議会

その他の意見等について（他の協議会等で体制整備に向けた議論等が進められているもの）

	意見	県の認識（現状・取組み等について）
8	在宅医療に限った話ではないが、精神科の受診について、認知症、産後うつ、子どもの心のケアなど、様々な受診理由があると思うが、受診の予約を取ろうとすると、2・3か月待ちとなる状況が多くある。程度がひどければ、措置や精神科救急といった方法もあるかもしれないが、そこまでいかないようなケースにおいては、必要性を感じてもすぐに受診が難しいケースがある。(県看護協会)	本県では、精神科医が不足していることに加え、精神科病院の偏在や公共サービス等の偏りがあることから、精神科医の確保、通院時間や交通費の軽減など、精神科医療機関への受診環境を整える必要があります。 このため、関係機関・団体に働きかけを行うなど精神科医の確保に取り組むとともに、かかりつけ医と精神科医の連携が促進されるよう、医療関係者等を対象とした研修の実施など、精神科の受診体制整備を進めていきます。
9	地域医療情報連携ネットワークについて、沿岸や岩手中部など、圏域単位でそれぞれ、整備が進められているが、これからはどうしていくのか、現状認識や将来的な姿について、県の考え方を教えていただきたい。(県薬剤師会・西和賀町)	地域における医療介護情報連携システムの構築にあたっては、地域の病院、診療所、薬局、介護事業所等の関係機関が情報連携の必要性を認識し、システムの具体的な機能等について合意形成を図った上で、多くの関連機関が参画することが肝要であり、これまで地域が主体となった取組が進んできたところです。 地域包括ケアシステムを構築する上で地域の特性に応じた医療介護情報連携システムの構築の取組みは極めて効果的であると考えていることから、引き続き、地域の主体的な取組を支援し

		<p>ていきます。</p> <p>一方、現在、国においては医療等IDの導入による全国的な保健医療情報ネットワークの整備について検討が行われているところであり、今後、国の動向を注視するとともに、全県的な医療情報連携体制の構築について、各圏域のシステムとの連携等も視野に入れながら検討していきます。</p>
--	--	---